

介護予防・日常生活支援総合事業と新たな施策（移動支援）について

基本方針 1 健康長寿で生活を送るために

（２）介護予防・重度化防止の推進

③ 介護予防・日常生活支援総合事業の充実

【ニーズ調査等の結果】

調査項目	設問番号
足腰の痛みが理由で外出を控えている人の割合が26.2%。要支援認定者等では64.4%であった。	ニーズ(4)問 8-1
外出する際の移動手段として徒歩を除くと、何らかのかたちで自動車を利用している人が60%であった。圏域別にみると、第1圏域が他の圏域と比べて特に高く73.6%であった。	ニーズ(4)問 10
自分で運転している人のうち、将来的に免許を返納したいと思う割合が49.8%と約半数であった。認定別にみると、一般高齢者では、返納したいと思う割合が50.3%であったが、要支援認定者等では、「分からない」がもっとも高く33.3%であった。	ニーズ(4)問 10-1
地域でどのような助け合い・支援ができるかという問いに対して「外出時の送迎」と答えた人が7.8%（240人）いた。	ニーズ(8)問9
病気などで日常生活が困難になったときどのような手助けを希望するかという問いに対して、「買い物」と回答した人が36.7%と「安否確認の声掛け、見守り」（44.4%）に次いで2番目に多かった。	ニーズ(8)問 10

【現状と課題】

現状	足腰の痛み等で要支援状態になるほど閉じこもりがちになる傾向がある。また、いずれ免許は返納したいと考えていても、要支援状態になると返納に対し躊躇する傾向がある。夫婦世帯では運転の役割が夫となっていることが多いと考えられ、配偶者だけでなく、地域の人々の送迎も担えると考えている人も多い。また、外出困難になったときの一番の困りごとは日々の買い物であることが数字から読み取れる。
課題	免許返納を進めるためには、公共交通の充実や移動支援施策の充実が必要である。 外出が困難な世帯に対しては移動販売やICTを活用した買い物の支援が必要である。

介護予防・日常生活支援総合事業は、介護保険法の改正に伴い、従前の介護予防訪問介護及び介護予防通所介護と、従前の介護予防事業を統合・再編し創設された事業であり、本市では平成29年4月から開始しています。団塊の世代が後期高齢者となる令和7（2025）年以降の超高齢社会に備え、支援が必要な

方には必要なサービスを提供し、元気な方には今後も元気でいられるような予防の取組みを推進していきます。

● 介護予防・生活支援サービスの充実

訪問型サービス及び通所型サービスについては、市内を中心に、介護予防に積極的に取り組むサービス提供事業所の確保に努め、サービスを必要とする方が必要なサービスを利用できる体制づくりを推進します。

短期集中型で行っている通所型サービスCについては、運動機能の向上など一人ひとりの状態の改善に向けたプログラムを提供し、終了後も引き続き活動や参加が維持できるよう、地域の通いの場への参加につなげています。今後も、意欲的に介護予防に取り組めるよう関係者と連携しながら進めていきます。

また、介護予防ケアマネジメントについては、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所と連携しながら、自立支援に資する質の高いケアマネジメントの提供に努めます。

【図表 介護予防・生活支援サービス提供事業所】

区分		第8期計画実績値/目標値			第9期計画目標値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問型サービス	サービスA (A3)	6ヶ所 /8ヶ所	4ヶ所 /9ヶ所	5ヶ所 /10ヶ所	6ヶ所	7ヶ所	8ヶ所
	介護相当サービス (A2)	4ヶ所 /4ヶ所	4ヶ所 /4ヶ所	4ヶ所 /4ヶ所	4ヶ所	4ヶ所	4ヶ所
通所型サービス	サービスA (A7)	12ヶ所 /13ヶ所	12ヶ所 /14ヶ所	12ヶ所 /15ヶ所	12ヶ所	13ヶ所	14ヶ所
	介護相当サービス (A6)	7ヶ所 /7ヶ所	6ヶ所 /7ヶ所	6ヶ所 /7ヶ所	6ヶ所	6ヶ所	6ヶ所
	サービスC (短期集中型サービス)	10ヶ所 /10ヶ所	10ヶ所 /10ヶ所	10ヶ所 /10ヶ所	10ヶ所	10ヶ所	10ヶ所

※実績（見込）値は、本市が指定・委託しているサービス提供事業所数（各年4月1日現在）

● 多様な主体による多様なサービスの展開

高齢者を含めた幅広い世代の市民、NPO法人、ボランティア、事業者など、様々な人や団体の活動を支援し、活動できる機会を増やすことで、高齢者に対するサービスの充実を目指します。

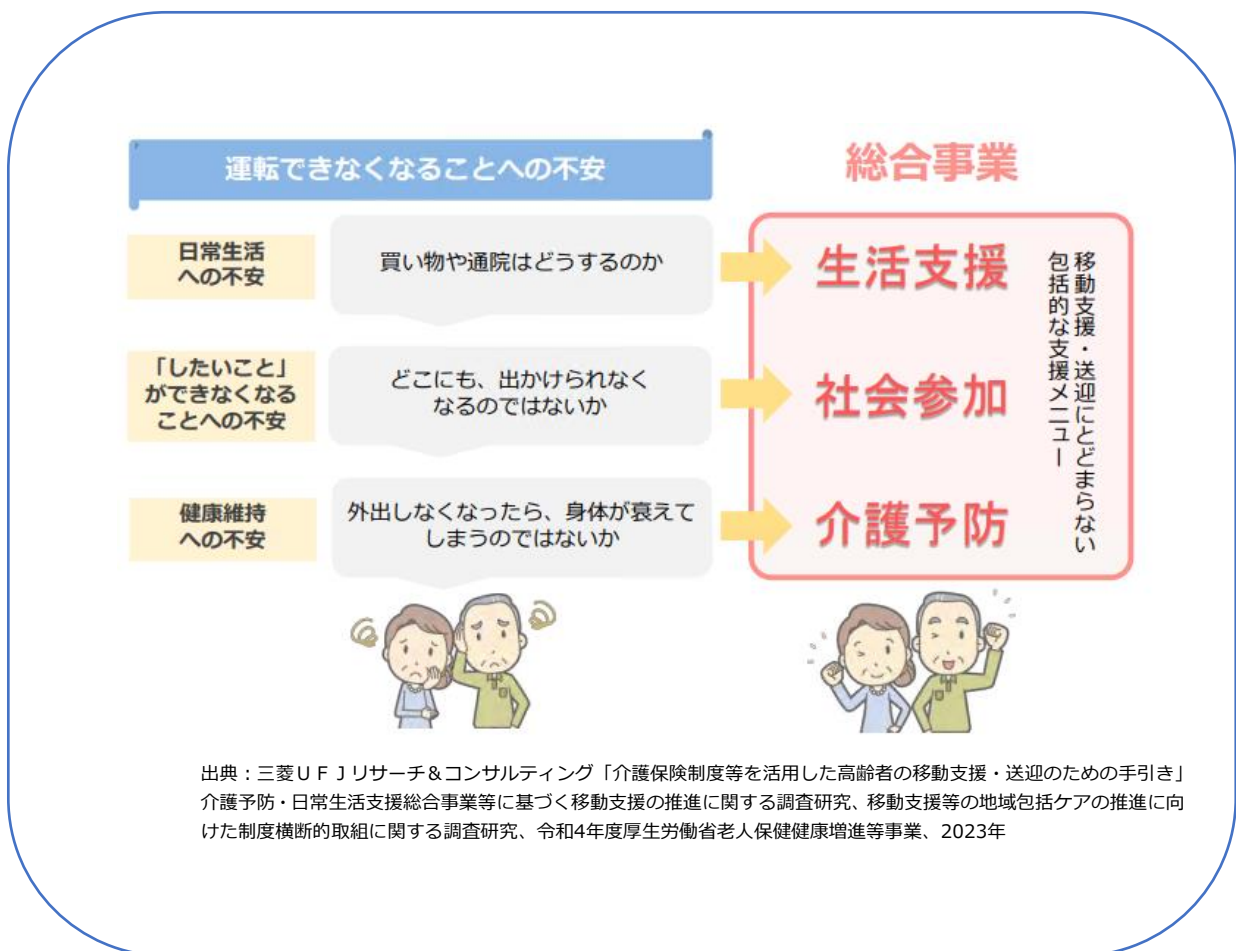
また、多様なサービスの創出に向けて生活支援体制整備事業とも連携し、生活支援コーディネーターを中心に、今後の資源開発やニーズと取組みとのマッチングに向けた体制を強化していきます。

● 高齢者の移動手段等に関する検討

生活支援体制整備事業の活動において、高齢者の移動手段の確保が地域における課題の一つとされています。

また、加齢に伴う運転への不安を抱えながら、免許を返納してしまったら買い物や通院はどうするのかというような生活支援上の不安、運転できなくなったらどこにも出かけられないのではないのかというような社会参加上の不安、外出しなくなったら益々体が衰えてしまうのではないのかというような介護予防上の不安を抱えていることが少なくないことがわかりました。

このため、介護予防・日常生活支援総合事業のサービス類型B[※]又はサービス類型D[※]若しくは一般介護予防事業を活用した、ボランティア主体による、新たな高齢者の移動手段の確保を検討します。



【図表 介護予防・生活支援サービスの類型（典型的な例）】

①訪問型サービス		訪問型サービスは、従前の訪問介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスからなり、多様なサービスについては、雇用労働者が行う緩和した基準によるサービスと、住民主体による支援、保健・医療の専門職が短期集中で行うサービス、移動支援を想定。			
基準	従前の訪問介護相当	多様なサービス			
サービス種別	①訪問介護	②訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③訪問型サービスB (住民主体による支援)	④訪問型サービスC (短期集中予防サービス)	⑤訪問型サービスD (移動支援)
サービス内容	訪問介護員による身体介護、生活援助	生活援助等	住民主体の自主活動として行う生活援助等	保健師等による居宅での相談指導等	移送前後の生活支援
対象者とサービス提供の考え方	○既にサービスを利用しているケースで、サービスの利用の継続が必要なケース ○以下のような訪問介護員によるサービスが必要なケース (例) ・認知機能の低下により日常生活に支障がある症状・行動を伴う者 ・退院直後で状態が変化しやすく、専門的サービスが特に必要な者等 ※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。	○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進	住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進	・体力の改善に向けた支援が必要なケース ・ADL・IADLの改善に向けた支援が必要なケース ※3～6ヶ月の短期間で行う	訪問型サービスBに準じる
実施方法	事業者指定	事業者指定／委託	補助(助成)	直接実施／委託	
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報の保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準	
サービス提供者(例)	訪問介護員(訪問介護事業者)	主に雇用労働者	ボランティア主体	保健・医療の専門職(市町村)	
②通所型サービス		通所型サービスは、従前の通所介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスからなり、多様なサービスについては、雇用労働者が行う緩和した基準によるサービスと、住民主体による支援、保健・医療の専門職により短期集中で行うサービスを想定。			
基準	従前の通所介護相当	多様なサービス			
サービス種別	①通所介護	②通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③通所型サービスB (住民主体による支援)	④通所型サービスC (短期集中予防サービス)	
サービス内容	通所介護と同様のサービス 生活機能の向上のための機能訓練	ミニデイサービス 運動・レクリエーション等	体操、運動等の活動など、自主的な通いの場	生活機能を改善するための運動器の機能向上や栄養改善等のプログラム	
対象者とサービス提供の考え方	○既にサービスを利用しており、サービスの利用の継続が必要なケース ○「多様なサービス」の利用が難しいケース等 ※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。	○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進	住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進	・ADLやIADLの改善に向けた支援が必要なケース等 ※3～6ヶ月の短期間で実施	
実施方法	事業者指定	事業者指定／委託	補助(助成)	直接実施／委託	
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報の保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準	
サービス提供者(例)	通所介護事業者の従事者	主に雇用労働者 +ボランティア	ボランティア主体	保健・医療の専門職(市町村)	
③その他の生活支援サービス		その他の生活支援サービスは、①栄養改善を目的とした配食や、②住民ボランティア等が行う見守り、③訪問型サービス、通所型サービスに準じる自立支援に資する生活支援(訪問型サービス・通所型サービスの一体的提供等)からなる。			

出典：地域包括ケアシステムの更なる深化・推進（参考資料）（社会保障審議会介護保険部会（第1010回）令和4年11月14日）、厚生労働省老健局

● 基本チェックリストの活用

基本チェックリスト（25問）の回答により、生活機能の低下が認められた方は**介護予防・日常生活支援総合事業対象者**（以下「**事業対象者**」といいます。）となります。事業対象者は、訪問型サービス及び通所型サービスであれば、従来の要支援認定を受けることなく、地域包括支援センターによる適切なケアマネジメントによりサービスを利用することが可能となります。このため、迅速なサービス利用へとつなぐ**提供を行うため、また認定調査事務の効率化のため**に方策として、**適宜積極的な周知を図りながら制度を活用していきます。また、基本チェックリスト運用マニュアルを作成し、適切な運用に努めます。**

【図表 事業対象者】

区分	第8期計画実績値/目標値			第9期計画目標値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実人数	36人 /60人	29人 /75人	/80人	100人	125人	150人

※実人数は各年度末現在の数値を記載

【図表 基本チェックリスト】

No.	質問項目	回答	
1	バスや電車で1人で外出していますか	はい0点	いいえ1点
2	日用品の買物をしていますか	はい0点	いいえ1点
3	預貯金の出し入れをしていますか	はい0点	いいえ1点
4	友人の家を訪ねていますか	はい0点	いいえ1点
5	家族や友人の相談にのっていますか	はい0点	いいえ1点
6	階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか	はい0点	いいえ1点
7	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか	はい0点	いいえ1点
8	15分位続けて歩いていますか	はい0点	いいえ1点
9	この1年間に転んだことがありますか	はい1点	いいえ0点
10	転倒に対する不安は大きいですか	はい1点	いいえ0点
11	6ヵ月間で2～3kg以上の体重減少がありましたか	はい1点	いいえ0点
12	BMIが18.5未満ですか BMIとは:体重(kg)÷身長(m)÷身長(m) (例) 150cm,55kgの場合 55(kg)÷1.5(m)÷1.5(m)=24.4	はい1点	いいえ0点
13	半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか	はい1点	いいえ0点
14	お茶や汁物等でむせることがありますか	はい1点	いいえ0点
15	口の渇きが気になりますか	はい1点	いいえ0点
16	週に1回以上は外出していますか	はい0点	いいえ1点
17	昨年と比べて外出の回数が減っていますか	はい1点	いいえ0点
18	周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの物忘れがあるとされますか	はい1点	いいえ0点
19	自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか	はい0点	いいえ1点
20	今日が何月何日かわからない時がありますか	はい1点	いいえ0点
21	(ここ2週間)毎日の生活に充実感がない	はい1点	いいえ0点
22	(ここ2週間)これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくなった	はい1点	いいえ0点
23	(ここ2週間)以前は楽にできていたことが今ではおっくうに感じられる	はい1点	いいえ0点
24	(ここ2週間)自分が役に立つ人間だと思えない	はい1点	いいえ0点
25	(ここ2週間)わけもなく疲れたような感じがする	はい1点	いいえ0点

① No.1～20の合計が 10点以上	生活全般の虚弱予防が必要	⑤ No.16に該当 1点	閉じこもり予防が必要
② No.6～10の合計が 3点以上	筋力アップが必要 転倒や骨折に注意	⑥ No.18～20の合計が 1点以上	もの忘れ予防が必要
③ No.11～12の合計が 2点以上	低栄養予防が必要	⑦ No.21～25の合計が 2点以上	落ち込み予防が必要
④ No.13～15の合計が 2点以上	口腔機能の向上が必要		

● 一般介護予防事業の充実

一般介護予防事業は、65歳以上のすべての高齢者に対して、心身の機能維持の重要性と取組み方法を普及啓発するとともに、維持した力を活かすための役割を創出し、高齢者一人ひとりの生きがいや自己実現のための取組みを支援しています。健康増進センターを中心に、フレイルチェック事業や介護予防のた

めの教室・講座の開催、本市の介護予防体操である「ふじみパワーアップ体操」の普及を推進し、様々な事業の充実を図ります。